



発行 新潟県
第 98 号
 平成27年12月18日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1521 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1522 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1523 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1524 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1525 交換分合計画の縦覧（農地整備課）
- 1526 公共測量の実施通知（監理課）
- 1527 道路の区域変更（道路管理課）
- 1528 道路の供用開始（道路管理課）
- 1529 道路の区域変更（道路管理課）
- 1530 道路の供用開始（道路管理課）
- 1531 道路の区域変更（道路管理課）
- 1532 道路の区域変更（道路管理課）
- 1533 海岸保全区域の変更（河川管理課）
- 1534 建築基準法による道路位置の廃止（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局業務課）

告 示

◎新潟県告示第1521号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名 称 南魚沼市民病院
- 2 所 在 地 南魚沼市六日町2643番地1
- 3 有効期間 平成27年12月18日から
平成30年12月17日まで

◎新潟県告示第1522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を平成27年12月9日認可した。

平成27年12月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成27年12月9日認可した。

平成27年12月18日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営川東地区区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県新発田地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年12月21日から平成28年1月25日まで

3 縦覧に供する場所

新発田市役所加治川庁舎

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求することができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、西蒲原土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成27年12月21日から平成28年2月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 西蒲原土地改良区	打越	交換分合	交換分合計画書の写し	新潟市西蒲原区役所

1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、新潟県新潟地域振興局長に申し出ることができる。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1526号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(三条地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)中之島南部「2次」地区 確定測量)

2 作業期間 平成27年12月9日から平成28年3月7日まで

3 作業地域 長岡市中之島ほか 地内

◎新潟県告示第1527号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市浦字原 3060 番から 同市浦字原3699番 1 まで	新	9.3～11.9メートル	702.3メートル
	旧	7.6～11.8メートル	702.8メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道403号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市浦字原 3060 番から 同市浦字原3699番 1 まで	新	9.3～11.9メートル	702.3メートル
	旧	7.6～11.8メートル	702.8メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道351号と重用

◎新潟県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 351号
- 2 供用開始の区間
長岡市浦字原3060番から同市浦字原3699番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月18日

◎新潟県告示第1529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 見附中之島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市中之島字腰巻 621 番 2 から	新	14.5～31.1メートル	216.1メートル
同市中之島字三並565番109まで	旧	11.2～21.3メートル	218.0メートル

◎新潟県告示第1530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 見附中之島線
- 2 供用開始の区間
長岡市中之島字腰巻621番2から同市中之島字三並565番109まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月18日

◎新潟県告示第1531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 町屋越後堀之内停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市五箇2583番4から	新	28.8～60.8メートル	46.4メートル
同市五箇2586番1まで	旧	28.8～60.8メー	46.4メートル

◎新潟県告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字宮之窪字向川原6416番1から	新	9.2～22.2メートル	52.4メートル
同市大字宮之窪字向川原6433番1まで	旧	9.2～22.2メートル	52.4メートル

◎新潟県告示第1533号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域の指定（平成5年8月新潟県告示第2007号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 海岸名 能生海岸 筒石・藤崎・百川・小泊地区海岸
- 2 指定区域

地点0～37を順次に結んだ線、地点37とK834を結んだ線、地点K834～0'－1を順次に結んだ線及び地点0'－1と0を結んだ線に囲まれた区域並びに地点38～50を順次に結んだ線、地点50と50'を結んだ線、地点50'～38'を順次に結んだ線及び地点38'と38を結んだ線に囲まれた区域

- 3 指定年月日 平成27年12月18日

番号	地 点	標 杭	番 号	地 点		
				起 点	方向角	距離 (m)
0	糸魚川市大字筒石字湯ノ谷2813番	No. 0	No. 0'－1	No. 0	309-51	99.990
1	字湯ノ谷2813番	No. 1	No. 1'	No. 1	313-57	99.990
2	字湯ノ谷2813番	No. 2	No. 2'	No. 2	310-42	100.000
2-A	字湯ノ谷2813番	2-A				
3	字宮ノ平1850番43地先道路	No. 3	No. 3'	No. 3	326-27	100.000
3-A	字宮ノ平1850番43地先道路	3-A				
4	字宮ノ平1850番43地先道路	No. 4	No. 4'	No. 4	335-57	100.000
5	字宮ノ平1850番43地先道路	No. 5	No. 5'	No. 5	336-57	99.990
5-A	糸魚川市大字藤崎字大抜間4390番2地先	5-A				
6	字大抜間4390番2地先	No. 6	No. 6'	No. 6	331-42	99.990
7	字大抜間4373番1地先	No. 7	No. 7'	No. 7	327-12	100.000
8	字坪ノ内4295番5地先	No. 8	No. 8'	No. 8	325-57	100.000
8-A	字茶屋4292番1地先	8-A				
9	字茶屋4278番1	No. 9	No. 9'	No. 9	308-57	100.000
9-A	字浜頭4147番	9-A				
10	字浜頭4118番12	No. 10	502	No. 10	333-45	106.950
10	字浜頭4118番12	No. 10	501	No. 10	328-41	194.850
10	字浜頭4118番12	No. 10	No. 10''	No. 10	318-42	195.180
11	字浜頭4118番12地先	No. 11	No. 11''	No. 11	319-27	203.910
12	字浜頭4095番2	No. 12	500	No. 12	326-36	212.390
12	字浜頭4095番2	No. 12	499	No. 12	329-13	101.620
12	字浜頭4095番2	No. 12	No. 12'	No. 12	319-27	100.000
13	字下屋敷1117番地先	No. 13	No. 13'	No. 13	319-27	100.000
13-A	字下屋敷1109番2地先	13-A				
14	字下屋敷1102番3地先	No. 14	No. 14'	No. 14	333-57	99.990
15	字下屋敷1086番地先	No. 15	No. 15'	No. 15	339-42	99.990
16	字下屋敷1076番7地先	No. 16	No. 16'	No. 16	344-27	99.990
16-A	字下屋敷1071番	16-A	498	16-A	351-29	103.030
16-A	字下屋敷1071番	16-A	497	16-A	348-50	199.610
17	字下屋敷1062番2地先	No. 17	No. 17''	No. 17	357-57	193.330
18	字下屋敷1038番2地先	No. 18	No. 18''	No. 18	353-57	164.560
18-A	字下屋敷1031番1	18-A	496	18-A	340-15	161.660
18-A	字下屋敷1031番1	18-A	513	18-A	338-56	115.280
18-B	字下屋敷1032番寅	18-B				

18+52	糸魚川市大字藤崎字下屋敷1030番	No. 18+52				
18-C	字下屋敷1030番	18-C	514	18-C	328-10	106.550
18-D	字下屋敷1032番寅	18-D				
18-E	字下屋敷1023番2	18-E				
18-F	字下屋敷1023番2	18-F				
19	字下屋敷1022番2	No. 19	No. 19'	No. 19	307-27	99.990
19-A	字下屋敷1022番2	19-A				
19-B	字下屋敷1022番2地先道路	19-B				
20	字滝ノ上1020番1地先	No. 20	No. 20'	No. 20	306-57	100.000
20-A	字滝ノ上1019番2地先	20-A				
21	字滝ノ上1015番4地先	No. 21	No. 21'	No. 21	313-27	99.990
22	字滝ノ上999番2地先	No. 22	No. 22'	No. 22	321-12	99.990
22-A	字滝ノ上999番2地先	22-A	K850	22-A	320-45	98.310
22-A	字滝ノ上999番2地先	22-A	E2	22-A	324-20	225.650
23	字滝ノ上999番2地先	No. 23	No. 23''	No. 23	320-12	231.770
23-A	字ヒ>ラ71番3地先	23-A				
24	字ヒ>ラ70番3	No. 24	No. 24''	No. 24	318-57	241.110
25	字ヒ>ラ47番4地先道路	No. 25	No. 25''	No. 25	319-27	256.240
26	字ヒ>ラ42番4地先	No. 26	D	No. 26	332-24	266.260
26	字ヒ>ラ42番4地先	No. 26	No. 26''	No. 26	324-12	274.100
26-A	字ヒ>ラ4番2地先	26-A				
26-B	字ヒ>ラ2番2地先道路	26-B				
27	糸魚川市大字百川字大久保3698番	No. 27	No. 27''	No. 27	338-12	280.700
28	字大久保3698番	No. 28	No. 28''	No. 28	341-12	277.820
29	字大久保3697番2	No. 29	No. 29''	No. 29	341-27	274.480
29-A	字大久保3698番1地先道路	29-A				
30	字大久保3697番2	No. 30	No. 30''	No. 30	346-27	267.770
31	字大久保3697番6地先	No. 31	No. 31''	No. 31	345-57	255.220
31-1	字上ノ山3370番2地先	No. 31-1	No. 31'' - 1	No. 31-1	345-57	244.590
32	字上ノ山3369番3地先	No. 32	No. 32''	No. 32	345-57	243.360
33	字上ノ山3360番2	No. 33	C	No. 33	0-55	246.620
33	字上ノ山3360番2	No. 33	B	No. 33	0-01	257.070
33	字上ノ山3360番2	No. 33	No. 33''	No. 33	345-57	242.190
33-A	字上ノ山3358番2	33-A				
33-B	字上ノ山3356番2	33-B				
34	字上ノ山3352番2	No. 34	No. 34''	No. 34	6-42	246.060
34-A	字カクチ920番4地先	34-A				
35	字カクチ915番2地先	No. 35	No. 35''	No. 35	22-57	231.380
35-1	字島崎804番2地先	No. 35-1	No. 35'' - 1	No. 35-1	22-57	204.740
35-1	字島崎804番2地先	No. 35-1	No. 35' - 1	No. 35-1	22-57	135.600
35-A	字島崎802番2地先	35-A				
36	字島崎798番2地先	No. 36	K834	No. 36	28-42	130.670
37	字島崎796番2地先	No. 37	K834	No. 37	37-06	133.650
38	字島崎796番2地先	No. 38	No. 38'	No. 38	15-27	100.000
38-A	字堂後795番	38-A				
39	字堂後795番地先	No. 39	No. 39'	No. 39	14-27	99.990
39-A	字堂後471番地先	39-A				
39-B	字堂後471番地先	39-B				
40	字堂後422番地先	No. 40	No. 40'	No. 40	51-42	100.000

41	糸魚川市大字百川字堂後407番子地先	No. 41	No. 41'	No. 41	45-42	99.990
41-A	字堂後406番1地先	41-A				
41-B	字龍ノ口315番地先道路	41-B	41' - B	41-B	359-57	100.000
41-C	字龍ノ口314番	41-C				
41-D	字龍ノ口324番	41-D				
42	字龍ノ口327番	No. 42	No. 42'	No. 42	329-12	99.990
43	字龍ノ口290番3地先道路	No. 43	No. 43'	No. 43	331-57	100.000
43-A	字龍ノ口290番4地先道路	43-A				
44	字龍ノ口254番5地先道路	No. 44	No. 44'	No. 44	343-27	100.000
44-A	字龍ノ口254番5地先道路	44-A				
45	字龍ノ口254番6地先	No. 45	No. 45'	No. 45	355-57	99.990
45-A	字龍ノ口212番	45-A				
46	字龍ノ口195番地先道路	No. 46	No. 46'	No. 46	0-57	100.000
46-A	字龍ノ口190番2	46-A				
47	糸魚川市大字能生小泊字砂小泊2688番	No. 47	No. 47'	No. 47	331-10	106.270
47-A	字北向3596番11	47-A				
47-B	字北向3596番11	47-B				
48	字北向3596番4	No. 48	No. 48'	No. 48	355-49	125.860
49	字北向3596番4	No. 49	No. 49'	No. 49	358-27	71.990
50	字北向3596番4	No. 50	No. 50'	No. 50	324-27	54.000
指 定 延 長 5,130.50m						

◎新潟県告示第1534号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成27年12月18日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日
平成27年12月8日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
○廃止した部分(昭和40年7月17日指定の全部) 五泉市大字吉沢564番1の内	4.00	15.00

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、治療用電動リクライニングチェア等について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年12月18日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量

治療用電動リクライニングチェア等 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

新潟県立十日町病院

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5705

Eメール ngt400020@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年12月25日(金)午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

平成28年1月5日(火)午前11時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。